

「地方制」の答申案について

过

東大教授

清

明



十月十五日区政会館における特別区制調査特別委員長会の席上行われた講演よりダイジェストしたもの

すでに御承知と思いますが、地方制度調査会は今年の二月から道州制を実施するかどうかという問題について、論議を重ねてきておりま

では前者が多数を占めたので、大勢のお金もむくところは大体地方制案に落着くのではない

ります。ようやく起草委員会が作り上げた案を小委員会で討論し、その結果、名前を変えた「地方制」と、それからもう一つ小数意見である「三・四府県統合案」が出ています。

戦後この地方自治制度は、部分的な修正を含め、十数次にわたって改革されていますが、大きい改正は五回ぐらい行われております。これらの改正を見ると、戦後に実施された地方自治制度の大枠はくずしていない。そ

中でいろいろ実地に合わない点を修正した
、あるいはせいぜい最近においては地方自
治の原則にふれるというような改革もなされ
おります。けれども憲法で定めた地方自治
という大原則については、これを崩すことが
きなかつた。非常に広範な改正がなされた
けれども、この点にまでは敢てしなかつた。
ところが、今後の地方制度調査会の答申に

出てくる地方制度は、戦後の地方自治のいわば根幹にふれる改正といっていい。そういう意味ではこの十年間あまり見られなかつた画期的な改革であるといっていいと思ひます。これまでの改革は、大枠は変えない（つまり質は変えずに量的な改正であつた）のに比べて、今度の改正はいわば質的な改正であるといつていいと思ひます。

ごく簡単に今度の地方制度と統合案、この両方のどういう点が違うかということを比較してみないとおもいます。

どういう点を今度改革しなければならないかということになると、現行の地方自治の、とくに府県についての制度は、その区域が明治以来六十年を経ても依然として同じである。ところが地方の仕事はだんだん府県の区域を越えておこなわれねば実効がえられないと。いいかえると広域の行政が増えてきたために、府県の境界が制約になつて仕方がない。そこでこの府県の区域を打破して狭隘な条件を破つたならば、広い地域にまたがつて総合開発、あるいは河川の利用、土地改良というような仕事が、より有効にできるであらうということが一つです。

こういうところが今度の改革案を生み出した基本的な理由であると、いっていいかと思いますが、これに加えてもうひとつ理由は、町村合併が過去三年間にわたって行われ、町村の数も約三分の一に減った。従って市町村は従来よりもっと強い力を持ちはじめたから、区域においても、あるいは実力においても増大してきた。ところがこの市町村を包括するには現行の府県はあまりにも狭過ぎる。にもかかわらず現状では、府県は依然として広範な権限を持っていて、一々市町村には監

出てくる地方提案は、戦後の地方自治のいわば根幹にふれる改正といつていい。そういう意味ではこの十年間あまり見られなかつた画期的な改革であるといつていいと思ひます。これまでの改革は、大枠は変えない、(つまり質は変えずに量的な改正であつた)のに比べて、今度の改正はいわば質的な改正であるといつていいと思ひます。

ごく簡単に今度の地方提案と統合案、この両方のどういう点が違うかということを比較してみないとおもいます。

どういう点を今度改革しなければならないかということになると、現行の地方自治の、

もう一つは地方自治といったところで、その地方の富の力経済力に非常な違いがある。従つて折角いろいろの施設がなされても非常に不公平になされる。つまり東京都でしていることは、地方の経済力に恵まれない県でなされていることと必ずしも同じではない。現在のように社会行政、あるいは教育行政その他について、最低限度は守らなければならぬといふ必要が生じて いるときに、最低限度

視的な態度をとり、権限を十分に譲ってくれない。こういった三つが今度の地方制度改革の趣旨であります。

この基本方針については、ほぼ地方制度調査会の意見は一致しているわけですが、その改革を行うための欠陥がどこにあるかという点の指摘になると、この「地方法案」と「統合案」というところで少し違ってきているのです。

「地方法案」を主張する人々は、こういう結果になったのは、もとはといえば、戦後の憲法で規定した地方自治の制度が、自治をあまりに尊重し過ぎた。つまり地方に過大な権限を与え過ぎたからである。もう一つは市町村を含めて、首長に対する公選ということをあまりやかましくいったからである。そこで地方ことに府県がてんでんバラバラに、公選知事が住民の方を向いてしまって、好き勝手なことをして國の方を向いてくれない。これが改革を必要とする第一の理由だというのであります。

もう一つは、府県といい、市町村といい、同じ地方団体の性格として設けられたため、これが一種の二重構造となつて、この二重構

造から起る混乱。こういう県知事公選、あるいは二重構造、これがそもそも原因であるから、こういう制度をこの際はつきりと無くした方がいい。そこで一方従来の知事公選をやめてしまうと同時に、二重構造をやめるという意味で府県を廃止してしまう。だが府県を廃止して市町村だけいいかというと、その市町村と国が直結するということは、仕事の上で不可能なので、国と市町村との間に、全国を七ないし九つのブロックをつくりこの一々に「地方」という名称をあたえる、これが地方制案であります。

それに対し「統合案」は、数からだけいえば五十歩百歩というところ。最初は二、三県

総合案だったのがだんだん増えて三、四府県になつたのですが、この案によると十五から十七くらいになる。これらの統合案を主張する人々の論拠によると、混乱が生じたのは、必ずしも地方団体に自治性を与えたからではなく、地方自治になつて僅か十年であるから。そこで地方団体の行政に當る人、運営をしてゆくものに十分理解されていなかつた。そこから過渡期に起るいろいろの欠陥が出てきたのであって赤字財政もその一つであ

る。非難されている議員諸氏の行跡といふ、区政の腐敗といわれるものは、この種の過渡期の一つのやむを得ざる惡である。こういう立場に立つと同時に、國の方もこの地方団体に与えた自治というものについて、十分理解していない。明らかに財源が地方自治に乏しいにかかわらず國からの委任事務は膨大な量になり、今日約八割にのぼつてゐる。では財源を与えるかというと一向中央で握つていてなかなか与えようとしてない。それではいわば首を締めておいて呼吸をしろというようなものであるから、それはそもそも無理であるという考え方であります。

もちろんこれを変えようというのなら、憲法に定めている地方自治を発展させる方向において、改革しなければならないのであるから、従つてこの統合案によると、従来の府県を三つないし四つ併せた、もちろん名前は県ですが、その県の長官は依然として公選としておいて、究極のところ地方のいろいろの仕事を、すなわち住民が本来やるのだという建前をあくまで残そう。これが統合案の方の考え方であります。

そういうわけでこの二つの案は区域が問題になるという点では一致している。しかし、それが問題になった原因がどこにあるかという点の理解の仕方は、大きく違つてゐる。この点から、区域の変更という点では同じですが、個々の性格ではこの二つは非常に違つてゐる。簡単に言うと、名称はむろん片つ方は「地方」です。もつともこれは非常に奇妙なことで、つい一月ぐらい前までは「道州制」といわれていた。道州制は戦時に地方行政議議会とか、地方総監府といふものを設けたとき以来、かなり日本ではおなじみの言葉です。ところがそれを突然地方制と改めてしまつた。なぜ急に改めたかというと、道州制というのはいかにも中央集権の感覚であるということからです。

そうでないものをつくろうとすれば、おのずから別の専門語ができるので、道州制というのはいかにも中央集権的な名前であるから、あわてて名前を地方に変えた。従つて、地方というと地方自治の連想よりもしろかっての地方長官とか、地方総監という意味の印象の方が強いのですが、これはむろん愛取る人の方で違うと思います。ふざわ

もから考へると「地方自治」の「地方」ではなくて、どうも「地方長官會議」とかいったときの「地方」に近いんじやないかという、印象を持つわけです。けれども性格の規定において、今度の新しい地方制案は、地方公共団体としての性格と、国家的性格とを併有すると述べています。これに対し統合案の方は、終始地方自治の本旨に立つところの地方公共団体であるということを述べています。この点でも違うわけです。

組織の面について考へると、この点が大事だと思うんですが、今申しました地方制案によると、地方公共団体であると同時に、国家的性格を併有するというのです。おのずからそれが組織の上に現れている。

全国を七ないし九つの地方という地方公共団体に分けながら、同時にそこに地方庁もしくは地方政府という國の総合出先機関を設ける。府県を廃止して、そこに地方庁ないし地方政府といふものを設ける。むろんその長官は、國家公務員で中央政府が派遣する。任期は三年。これがその地方の執行機関になるわけで、当然公選ではなくて官選です。それだけではなく、従来の府県は廃止するが、府県と

まったく同じ区域にこの地方政府の「支所」を設ける。そうして市町村とこの地方政府との間の連絡調整に当る。こういうことですから、結局現在の府県知事を官命にして、その上にもう一つブロックをつくり、かりに総監府といふようなものをおく。そうなるとその下に市町村、こういうことになるわけですから、むろん支所長はその國の官吏、公務員になることは当然ですから、従来の二重構造がさらには三重構造になる。

とりもなおさず地方公共団体の性格と同時に、国家的な性格を併せて持つということが、具体的に組織の上に現れてくる。これはたしかに地方自治に対し根本的な改革であるが、むろんそうすることによって、中央政府の施策を地方に滲透させるという意味では今よりはるかに容易であり、便利であるといふことはいえるわけです。

しかし地方公共団体である以上は、地方議会を設ける。しかしこの地方議会は非常に広範な選挙区から選ばれます。

人口にして四、五百万から二千万人の住民をかかえている地方議会ですから、この選出方法も非常にむずかしいことになりますが、

今ではそこまで詳しく述べおりません。定数は四十人から百二十人という地方議会です。から代表政治という面からも比率がとれていらが実質において地方公共団体でなくなるかが中央政府の任命だけで、地方議会の全然あらずかり知らないことになると、「地方」が中央政府の任命だけで、地方議会の同意を得て任命するとなつていて、しかも、その場合も知事の資格を持つことになる人は、むろん政党その他の政治団体に参与したものは絶対に許されない。これは当然役所で昇進の途をたどってきた人以外は、この知事にはなかなかなれないという結果になるわけです。

て辞めてもらいたいといったところで、それがその通り通ずるものでなく、その判断は首相の意向によることになるから、折角でき上った地方議会も、知事の地位に関してはほとんど決定的にこれを左右する力はない。首相あるいは中央政府の意向で知事の任期は自由に決まるということがこの案です。

これに対し三、四府県統合案はそんなに画期的な改革はしておりません。つまり、三つないし四つの府県が統合されてできた新しい大きな県ですが、この大県の議員の定数は五十人ないし百人、数からでは同じようですが、県の区域はこちらの方が狭いので総体的な比率から申すと、こちらの方が議員の実数が多いということになりますがこれは依然として従来の公選の原則による。知事はむろん住民の公選によって選ばれる。

ここで問題になっているのは、今まで四年の任期の知事が、再選、三選が可能でしたが、三、四府県統合の主張する論旨は再選を認めない、四年の任期だけを許す。これは要するに一期、つまり四年間以上、再選で合計八年間もいるなどうしてもその地位に馴れ易い。それからいろいろの因縁、情実ができるところ

から、恐らく再選は許さないというものになりました、こういうように説明されています。

それからさらに、県の支分庁は置かない。

三、四府県の統合ですから、道州制案のよう

に、従来の府県の単位のところに支庁を置く

というようなことはしない。

このように性格、区域、組織という三つの面において、この二つの主張は違った結果を来たしております。

事務の点ではそれほど違いはないようです。むろん違わないといつても、都道府県はないわけですから、この場合に従来都道府県の持っていた事務は、市町村に極力移譲すべきである、と同時に国の事務は、新しい国の総合出先機関である地方に移すべきだ、というのが道州制案であります。

これに対して統合案の方は、県の事務の中で社会福祉とか、保健衛生といったような、住民の日常生活に関係の深い仕事は、大きな府県から市町村に譲るべきである。それからさらに、食糧事務とか労働関係の仕事、統計、調査というようなことは、国からこの新しく大きくなつた県に譲るべきだ。それから、國の移管、委任事務（これは今までもつとも重

くて、これが、地方団体を悩ましていたもの）はできるだけこの際大きくなつた県に譲るべきである。さらに、こう考えてきた結果、國の自治自治といって重要な権限を全部地方に譲り渡してしまつたならば、國家がこれをコントロールしてゆく場合に、どうにもいうことを聞かなくなるんでは困るというので、県の処理する國の事務の中で、もし違法の場合があつたときは、取止めさせる措置、あるいは当然やるべき國の事務で、これを怠つている場合には國が代執行するという代執行制度を強化する。そして國家的目的といわれるものの達成に貢献すればいいのであって、從来の地方自治を犠牲にするというようなことは困るというのが統合案であります。

それ以外さらに両方とも、財政の問題についてふれております。適當な財源を与えるべきである、財政制度を強化すべきだということを、両案とも述べていますし、こういう制度、つまり三、四県に統合された時でも、道州制ができた時でも、大都市はなおなんらかの形で事務配分の特例をすべきである。特別区については、これは将来基礎的地方団体のようにすべきだという一行が出て いるだけ

で、この点はほとんど取上げられていない。

この問題が取上げられると、改革論議があつたと思います。

えって混乱し、実現が困難になると、改革論議があつたと思います。大都市、首都制度について、今のところ問題になつておらずません。

ここで大都市の問題が出てくると、そろくなつてもがやがや騒いでいる地方制度改革論

が、ますます混乱を来たすということです。

この問題は道州制ができ上ったときに、改め

て大都市について自治制度を伸ばすことを考

えてやろうということであらうと思います

が、大都市の自治制は、先ほど申した三重構

造の中でどれだけ伸ばすことができるか、さ

らに従来の特別区が自白押しに市にでもなつ

て強化できるのか、それともだんだん行政区

の方向に変つてゆくかなど、全体の

枠の流れの中で定まるところで、特別区をして

さらに自治の機能を發揮させようといふのな

らば、全体の地方制度の中にも、おのづから

自治を尊重するという空気が出なければ実現

できない。空気全体が自治を尊重しないとい

う傾向の中でも、区や大都市を特別扱いをして

自治を認めようということは、まったく想像できかねるのです。

最初にこれら改革案の批判を若干述べてみたいと思いますが、府県の廃止ということ

そういう意味で大都市や首都制度、これに

は今度の改革案はふれておりませんが、既成

事実ができ上ったあとは、自治性を回復し

ようということはむずかしいと思います。

このように地方制はあくまで府県を廃止し

て、国の出先機関である地方政府を置き、一層

中央集権を強化していく。それから三、四

府県統合の方は、広域行政にゆくにはこたえ

るが、しかしあくまでも自治の原理だけは守

っていかなければならない。という点が違つ

ております。

そこで、これらの二つの意見の中で、大体

において地方制の方が、いいかえると道州制

の方が実現性が——実現性といつても、むろ

んこれは総理大臣に対する答申で、むろんこ

れが出たからといって、地方制度の大改革が

はじまるというものではありませんが、——

「地方団体の長、その議会の議員及び法律の

定めるその他の吏員は、その地方公共団体の

住民が、直接これを選挙する」とある。した

がつて、九十二条は内部組織と運営だけを法

律で定める、種類の変更までは許していな

いことは、今後の日本の地方政治の上で一

つの橋頭堡ができるということになりますの

で、そういう点から若干考えてみたいと思いま

たことは、今後日本の地方政治の上で一

つの橋頭堡ができるということになりますの

で、「地方公共団体の長、その議会の議員及び

法律の定めるその他の吏員は、その地方公共

団体の住民が、直接これを選挙する」とある

から文字通り読むと、府県、市町村で今日公

は違憲ではないかということが、まず第一に問題になります。

道州制論者の場合においても、地方制度調査会で、この府県を廃止するということは憲法違反ではないかということがかなり問題になつた。

学者の間では府県を廃止するということは、憲法違反であるかどうかということには

両説あります。なぜ憲法違反かといふと、憲法に地方自治は第九十二条、九十三、九十四、九十五と四ヶ条ありますが、その第九十二条

選の知事を持つてゐる、これを廢して官選の「地方」を設けることは憲法違反だということになる。

ところが、この場合ここでいう府県、地方公共団体というものは、必ずしも全体の府県、市町村ではなく、そのうちのどちらかが地方公共団体であつたらいいので、憲法は府県、市町村といちいち書いてないから、市町村だけが残つても、府県だけが残つても違反ではないという学者の説もある。

これは別に地方自治法で「地方公共団体の区域は法律で定める」と書いてあるからこんどの改革もこれによるという。しかしこの場合の区域はいわゆる境界変更等を意味するのであって「地方自治の本旨」に反することのような大幅な変革は許されない。

それに対し、憲法で地方公共団体といつてゐるのは、少なくともこの憲法が制定されたときの地方公共団体だったものをいうのである。そこで当然府県、市町村は、これは憲法でいう地方公共団体である。こういうように解釈するのが違憲説を唱えるわけです。

例えは府県が境界を変更しても、あるいは一、二府県統合して、依然として県である

という場合はよろしい。しかし府県をすつかりなくしてしまう、これは明らかに憲法違反である。従つてそこから統合ならば違反でないけれども、廃止してしまったならば違憲であるという議論が出てきているのであります。

問題は、それよりもっと大切なのは九十二条です。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて法律でこれを定める」と書いてあるから、統合の場合は依然として自治性が残つていたならば違憲ではない。

ところが道州制の場合のように、明らかに地方団体として官治的な性格、つまり中央政府の公務員を派遣してそれが治めるというの

は、そもそも地方自治の本旨に反するから、そういう点から道州制は憲法違反である。こ

ういう説が出ています。

この点については政府も自信がないので、地方制度調査会でもむろんいろいろ確信を持つて行つてない。新聞で御存じのように違憲ではないかということについて、地方制度調査会の起草委員の答弁は、「地方制度調査会は憲法の問題で討論する任務を持っていな

い。それは国会あるいは政府が検討することである。自分達は地方制度の改革がいいか悪いかということだけを研究して調査し、そしてその答申を出すんだ」と言つてます。

そうなつたら一体地方制を主張した人は、基本方針の中でこの改革案は「現行憲法の地方自治の本旨を尊重し」ということが書いてあります。が、「日本国憲法の基本理念たるその実現を期するとともに」と書いてあります。が、なぜそういう文句をのせたのか。「憲法のことは違憲か違憲でないかわからない。

そんなことは自分達の討論する任務でない」ということをいつていながら、答申案は「現行憲法の地方自治を尊重し、それに寄与するように」と書いてあります。

そういう点では、必ずしも確定してはいない。その点では、先日発表された広瀬久忠氏の憲法改正案でもこの点ははつきりしないとみえ「基礎的地方公共団体に関してのみ公選とする」と、わざわざ書き変えてあり、第九十二条にあたるところでは、組織および運営とならんで組織という字を入れているくらいです。現行の憲法において、府県を廃止したり、知事公選をやめ

るということは、そういう改革を考えている方々にとつても、少々あぶないという気は少なくとも持つておられると思います。はつきりした違憲ではないが、どうやら違憲くさいという気持があるから、改革案の中では基礎的地方団体、市町村では認めるけれども府県では認めなくていい。組織運営でなくて、組織も定めるというように書いてあるところからみて、逆に考へるとどうも違憲といふことも成り立つのではないか、というように考えられるわけであります。

扱てこの「地方自治の本旨に基いて」という言葉は、たいへんあいまいです。これは学者の研究の上でも、私ども非常に悩みの種ですが、この九十二条は恐らく御承知の方もあるうかと思いますが、現行憲法が司令部から来たときには入っていなかった条文です。これは日本政府が入れたのです。もとはあとの三條しかなかつたのです。

この憲法を当時主として訳したり、修正をしておられた法政局の佐藤達夫氏（のちの法政局長官で今は辞められました）がはじめて挿入した文句なのです。

そこでこの「地方自治の本旨に基いて」ということばが、解釈上たいへんむずかしくなってくる。佐藤さん御自身も「地方自治の本旨」ということが何であるかということは、はつきりわからないと自分でいつておられます。はじめは「隣保協同の精神に則つて」という文句を入れたそうですが、隣保協同の精神はちょっと明治調になり過ぎるというので、地方自治の本旨ということにした。そうなると地方自治の本旨の解釈をしなければならないというので、金森さんがたいへん苦心をして、国会で「地方自治の本旨とは何ぞや」と聞かれたときに、いかにも金森さんらしい答弁で「地方団体といったところで、これは国家から独立しているものでないから、国を

受けるようなことがあっては、地方自治本旨とは申されません」という答弁をされたいと思ったので、九十二条をつくり司令部に持つていったらOKということになった。でこれはアメリカ製ではなく日本製でわざわざ挿入した文句なのです。

そこでこの「地方自治の本旨に基いて」ということばが、解釈上たいへんむずかしくなってくる。佐藤さん御自身も「地方自治の本旨」ということが何であるかということは、はつきりわからないと自分でいつておられます。はじめは「隣保協同の精神に則つて」というふうに考へたらいいだらうということですが、そうなるとどうしてもわれわれの知識は過去にさかのぼり、長い歴史の上で、且つ世界各国で、地方自治といふものはこういふ程度のものである、というふうに理解されているものを、地方自治の本旨として考へるよりほか仕方がないのです。民主主義、民主政治といったところで、はつきりした定型があるわけではない、人類が歴史上の体験を経てきてはじめてそういう考え方方は生まれてくるわけです。そういう政治上の考え方なり原則というものは、われわれの祖先の長い体験を経て、ようやくそこに結晶されたものが一つのイズムになつて、何を主義、地方自治とか民主主義、議会主義とかいうような言葉になるわけです。

そこで地方自治の本旨といふものも、大体はその地域に関しては、自主的に事を行う権限を持つてゐるから、ゆえなく国家から干渉何か一つ頭が欲しくなつた。いきなり現在の

考えると、イギリス、アメリカ、あるいはフランス、そういう国で地方自治をやっている各州の実際のやり方を見ますと、地方自治が原則である以上は、地方団体は絶対国家の下級機関ではない。それから地方団体はそれぞれ財政的にも独立をし、地方団体の財政の運営はみずから律してゆくという原則があります。

中央からいろいろ補助金その他で、地方団体に金をまわすということは、各国ともに見られる。イギリスやアメリカのような地方自治を発達させた国でも、非常な額になつていい。その上この金をいかに使うかは、あくまで地方団体の自主性に委せる。これにヒモをつけてコントロールしてゆくということでは、地方自治の本旨は守れないといふのです。

この点ではイギリスで一九五〇年「地方団体における人材養成に関する委員会」がその報告のなかでこういふことをいっています。

「地方団体はそれ自体権限を持つている。責任のある住民、責任を持つた団体である。けれども地方団体を通じて中央政府の政策が有効に行われる場合も、決して少なくない。そのためにはなりの程度政府の責任によつ

て、地方団体が運営されることがあるけれども、しかしこれはみずから権限において行うのであって、政府各省の代行機関として行つてゐるのではない」と。

この報告書の言葉はイギリスの地方自治を考える場合の常識であるといわれております。有名な地方自治研究家のイギリスのファイナーという学者も「中央官庁の監督がいかに詳細に行われる場合があつても、地方団体において、地方団体が中央各省の下級機関の持つてゐる責任についてはまったく副次的なものにすぎない」といつています。

こういつたことから、地方自治の本旨は大体において、地方団体が中央各省の下級機関でないこと、財政上の自立権を持つてゐることで、地方公務員は原則として国家公務員ではない、組織において、人事において、財政において、この三つの自立権を持つことが地方自治の本旨である、というように私は考えるのです。

こういう点から府県廃止、あるいは知事公選の廃止ということは、憲法違反でないといふ説もありますが、少なくとも違憲として問題になることはあり得るわけです。

さらに広域地方になると、そこに包括する

住民は約一千万人です。統合案では平均して約六百万人ですが、この地域が果して一つの官庁で、十分その行政をまかないきれるだけの区域であるかどうか、ということが問題になるわけです。

この一千萬の住民を抱えた広域の行政といふものが、果してどの程度まで十分に行われるかという点になると、これは公務を執行する府県をそのままにしておいて、それを官治団体にするという以外のなにものでもない。このことから支庁、支所を設けなければならないといふことが起る。支庁、支所となると、現在のの郷土意識というものが必要です。これははつきりした郷土意識でなくともよいが、なんらかの一体感が必要です。自分達と同じ区域に住んでいる人間が、ともに抱くところの共通の利害感情です。そうでなければ自分達はその区域について、いろいろ自治権に参加するという気持も強くならない。六十年経つて府県といふものは非常に狭くなつた。これは私も認めますが、しかし明治以来六十年経つ間に、何となくやはり何々県の県民である、

東京都民である、大阪市民であるというよ
うな、漠然とした連体性はあるわけです。

もちろん封建時代の長かつた日本では、同じ
愛知県の中でも尾張と三河が対立し、長野県
でも北信と南信が対立しているということは
あるが、にもかかわらず、今日県人会とい
うのは、大学の中でも学生の掲示板を見ても、
何々県出身者は何月何日集まれというビラが
出でているんですが、非常に一体感があるわけ
です。そういう感情は全然無視するというこ
とが必要だ、という説もあるが、少なくとも
住民の政治参加ということを考えると、一種
の郷土感というものが必要じやないか。それ
を無視して、広域の行政をしなければならな
いのに、そこでそういうものを排除してしま
っていいのか、これは日本だけではない。
広域になる道州とか、地方とか、リージョナ
リズム（というのは、従来の狭い地域を越え
て広域に設ける場合にリージョナリズムとい
い）これはイギリスでも、アメリカでも、フ
ランスでも、西ドイツでも、ソ連でも今日必
要とされ、やっていることです。しかもこれ
らの国は決して従来の地方団体を廃止して、
新しい地方団体を設けているかというと、決

してそうではない。従来の区域は依然として
イギリスでも、アメリカでも昔のままの名前
で、古い時代の県に今日アメリカでは村とい
う名前の市がずいぶんあります。この間から
黒人の問題で出てきた、ノックスヴィルなど
もそうです。イギリスでも非常に古くからの
名前を尊重していません。村にあたるカウンティ、
特別市のカウンティ・ボローその下に町
や村、それからその下にパリッシュという教
会区がありますが、そういう区域を全然どこ
も廢止はしていない。だが広域のしごとはや
つてある。どうしてやるかというと、相互に
町や村や都市、県と県との間に協議会をつく
る。あるいは特定の水道、ガス、電気とい
うような、広域を必要とする仕事について
は、例えばフランスの首都であるところのパ
リ、東京都とでもいうべきところですが、そ
ういうところに含まれている二十八の町や村
は全部お互いにシンジケート、つまり連合組
合ですね、そういうものをつくってガスシン
ジケート、電気シンジケートといったような
形で、相互に協議会方式、協力方式でやって
いる。イギリスの場合、小さな町や村で、特
定の墓場、あるいは学校を維持してゆくのに

金がかかるという場合には、ジョインドボーリ
ド（合同処理委員会）を設けてやっている。
ニューヨーク州とニュージャージー州が、ニ
ューヨークの波止場を管理してゆくために
は、ニューヨーク埠頭管理局というものを設
けてやっている。一つの州だけではなく、両
方の州にまたがっている管理局というものを設
けてやっている。

こん日ロンドンは日本の東京都のように首
都ですが、ロンドンの地域は三つに分かれています。
一番小さな地域がシティ・オブ・ロンドン。これが非常に歴史的にも古く、二千年的
の歴史があります。そこには例の商工會議所
とかイングランド銀行があり、これは警視庁
から独立した自治警察を持っている。二院制
を施している。その周辺に二十八の首都区が
あるわけです。この区は大体一般の市と同じ
権限を持っている自治区です。大体五十人ぐ
らいの議員を持っています。そういう首都区、
これが一つ。

それからその外側にカウンティ・オブ・ロ
ンドンといわれる——普通ロンドンといわれ
るのがこれ——ロンドン県というのがあり、
これが人口約三百五十万。面積一一七方哩、

このカウンティ・オブ・ロンドンは他の県と同じ権限を持っている。議員の数、百二十九人です。

さらにもう一つグレーター・ロンドン——大ロンドン——というのがひろがっている。ロンドンのチャーリング・クロスを中心として半径十五マイルの区域。人口八百三十万人、これが東京都とどちらが多いかといわれている一番大きな区域です。

シティ・オブ・ロンドンと、それからその周辺の二十八の首都区、それが大体カウンティ・ロンドンの区域に当るのであります。が、その外にグレーター・ロンドン。このグレーター・ロンドンで交通と水道と警察、この三つに限って共通性を持たせていているのであります。警視庁が治めているのがグレーター・ロンドン。ロンドン交通局が管理している交通、さらに首都水道委員会というものが治めている水道。この水道と交通と警察、この三つの機能をおこなうためにグレーター・ロンドンができます。

これは決して行政区画としての地方とか道州というものではありません。今の三つに対してのリージョナリズムをつくっている。そ

ういう制度をとつておらず、古くからの自治体ではないということは、ここで指摘されたいと思います。

このように、かんたんに広域といつても人的な広域をつくり出して、それに住民の郷土意識、あるいは住民の一体化を早急につくり出すというわけには参らない。そういう郷土意識がつくられる前に、官治的な団体としての、その中にあみこまれた受動的な住民であるという意識のほうが強くなります。今日の府県のように住民の一体意識が形成されには、今後長い期間にわたらなければならぬ。地方制ができるまでは北陸地方民である。私は関東地方民であるというようなことは、なかなか簡単にいえるものではない。今のように私は東京都民であるとか、神奈川県人であるとかいうように、気楽にいえるようになるためには時間がかかるばかりでなくそういうことは不要です。いつそ日本国民であるといった方が手つとり早いのです。だが一口にそういうえば、もう地方自治を考える必要もない。そういう一体意識とか自治意識という点から考えてもいろいろ問題があるように思います。

さらにここ五、六十年の間に交通、文化は非常に発達したと基本方針に書いてあります。しかし、東海道線も最近はまあ特急あたりに乗ると、九州のはてまで僅かの時間ですが、東海道線が発達している一方、東北地方、北陸地方、山陰あたりに行くと、そう簡単に交通は発達しておりません。山の中でたいへん不便なところも多い。ですから、そういう条件を全然無視して、画一的にこういう広域をつくるということは、決して異常な発達をみた交通、文化に即応して、地方というものを設ければならない。というような、この理由に合うかどうかといふことになると、これも問題です。この点からも一躍道州にするということは飛躍があるんじゃないかという気がするわけです。もちろん、そういう交通その他は大都市中心です。

従つて大都市を中心として、おのずからその周辺の区域との間に、一種の連体化が出てくるといふことも仕方ないと思いますが、はじめから便利なところ、不便なところを併せ全部交通、文化が発達したというように規定してしまうのは、問題ではないかと思います。さらに地方制案には、地方制をつくると費

用が節減できるといつてゐる。つまり府県を置いているから無駄だ、地方制にして府県を取り去つたら費用が節減できる、ということをいつてゐる。しかし、この点でも必ずしも十分な期待はできないと私は考へるので。

費用といつても、この費用を要求している対象は、たとえ制度が変つても變るものではない。つまり府県が道州になつたからといって、学校へ行つてゐる子供をそれだけ就学を減らすといふわけにはいかない。道州になつたから、すし詰の教室が解消されるわけでもない、教育の費用は道州になつたところでとくに関係があるわけではない、民生の仕事にしても、道州にしたら急に金持ばかりになつて、貧乏人がなくなつたというわけではないから、民生の費用といつてもそれほど減るものではない。河川の修理、道路の改修といつても、やらなければならぬものは今日かなり多いし、台風はときをかまわざやつてくる。道州制になつたからといって、台風が南方洋上で、日本をよけていってくれるものではない。従つて災害費の点も期待できない。せいぜい減ると思われるのは議会費です。

そこで議会費ですが、議会費というのは今

日の地方財政の中でも非常に少額です。極めて少額の中から、またその中のいくらかが減るだけですから、そんなに、費用が減ることはない、数字の上では考へられない。かえつて道州になつたら金がかかるんじやないか。庁舎がまずそうです。從来の庁舎は支庁として残るので、例えば関東ですと当然東京ですが、例えば東北地方、東北ブロックということになると仙台だと思います。関西だと大阪とかいうように、それぞれ地方総監査官ではないが、つまり地方政府の庁舎がまず必要になつてくる。その下に、地方政府を置いたところは大体支庁はなくなるかも知れませんが、いずれにしても支庁というものが増えることによつて、そこからくる設備費その他はたいへんなもので、この改革によつて印刷してある紙から、文書から、書類一切を変えなければならない。金の乏しい日本で何を好んでそれだけのことを行なへばならないか。おまけに事務もむろんしばらくの間混乱を來たします。

従来の県ですと、その県だけの独自で済んだものが、道州になると公平にやつていかなればならない——かえつて増えるんじやないか。例えば神奈川県に立派な音楽堂ができる、なるほど結構です。そこで今度栃木県や茨城県で同じようにつくるかといふと、必ずしもつくらない。金がないからそれで済んでいる。これが道州になると、横浜につくつたとなると、俺の方にもつくつてくれといふ声が水戸なり前橋あたりから起つてくる。そのときお前の方の住民は音楽を聞く必要はない、聞いたかつたら野外で聞いたらしい、あるいは横浜まで行つて聞け、これはいえません。この点で道州制ができたところで、費用が減るという予想はちょっとつかない気がするわけです。

このように、現在考へられてゐる「地方制」は少なくとも地方自治の本旨から費用の点から、住民の一体感という点から考へても、相

当問題があります。

区域が狹少になつてゐる、これはもちろん私も認めますし、開発行政というのがこの乏しい国の経済情勢の中で緊急であるということも認めます。町村合併で大きくなつたから、だんだん府県は不要だという点もむろんあると思います。公選知事であるため、どうしても知事が住民の方を向いて、しなくてもいい仕事が行われ易いといふこともいえますが、

しかしそれ以上に大切な問題があるわけです
が、最後に、根本的に、今日地方制度、この
府県の問題について、いくつかの点を考えて
おかなければならぬと思う点を、少し述べ
たいと思います。

これは町村合併が強化されたために府県の
区域が狭くなるという点です。なるほど町村
合併がかなりのスピードで行われたけれど、
そのやり方は必ずしも住民の意に則応してい
たかというと、そうではなかった。警官の検
挙コンクールのように三年の時日をかけ、か
なり天降り的に実施されています。

その結果、はじめに約束された税金が安く
なる、施設も増える、補助金が増額される、
といったようなことは、かなり空手形になっ
てきて、今日各地で騒いでいる、あるいは折
角合併しながら再び分離独立しているとい
う市町村もある。現にこの三月に、議会では当
時の自治庁長官は、現在のところうまくいっ
ていないところが一千町村あるといつておら
れるが、そういう十分町村合併の根が決まら
ないとき、またその上に府県合併ということに
になると、果して日本の市町村の自治を育成
することになるかどうかという点について、

慎重な考慮を煩わしたいということを考える
のです。ことに当初約束された六十八億円と
いう市町村育成費というものが非常に減り、
十数億円になってしまった結果、はじめに約
束したいいろいろの成果が、これだけの費用で
は到底まかないきれないという問題が、今日
生じてきているわけです。

政府が昭和三十年十二月に世論調査を行
い、現在行っている合併の結果、もとの役場
に納めていた税金と、新しく合併後に納めな
ければならない税金は、どちらが安くなつた
かという質問に対しても、高くなつたといふ答
えが五一%、安くなつたが六%、変りがない
が三三%ですが、こういう点から考へても、
町村合併が完全であるとはいえない。むろん
私は町村合併が悪いとは思いませんし、これ
は当然なさるべきことであったと思ひます
が、つくり上げてもそれがすぐ成果があると
は思われない。やつと生まれたばかりの子供
ですから、これから、栄養を与えて育ててい
かなければならぬ。それではじめて町村合
併の目的が達成されるのです。

私は都下に町村合併の調査に参り、ある村
であるおやじさんの話を聞いたことがあります

す。合併の結果町役場に行かなければならな
い点について、どうおもうかといふと、その
おやじさんの発言がたいへん面白い。どうも
新しい町役場ができたために面倒になつた。
一日野良仕事を休んで、バスに乗って町役場
までいかなければならない。町へ行くとした
ら着物も着替へなければならない。帰りは孫
に土産も買って帰らなければならない。おま
けに村の役場だつたら、うちのこともみんな
役場に出てゐる人は知つていてから、何とか
いつていけば、向うで察してくれて事が足り
たけれども、今度の町役場に行くと、何しろ
広くて、やつてくれることはどうも紋切型に
なつてきて不親切である。やつてゐる人は親
切、不親切のつもりはないでしょうが、村人
からみればそういう印象を持つてゐる。これ
は組織が大きくなると、悪意はなくとも、と
かく官僚的になるよい例です。

そういう状態の市町村の中で、この市町村
は強化されたから、それを母体として府県は
いらないのだといふことは、簡単にいえるか
どうかということは疑問です。いわんや地方
の支庁が、今度できた支分庁が、新しい市町
の上にすぐ乗つかかるということにな

つたら、合併された町村の自治はますます今後強化されるということは、果して可能かどうかということも問題です。

こういう点では、道州制の主張者が、今朝新聞の答弁を見て、問い合わせられた結果として「自治はこれ以上伸びない。伸びないがこれはやむを得ない。しかしこれは地方自治の後退と考へてもらひよりは、自治を日本の国情に合わせてゆくと考へてもらいたい」とおられるが、今の市町村に対する道州制論者の考え方を、思わず洩らしたものとして興味を感じたのです。

こういうことで必ずしも町村合併と関連して、今の地方自治を大幅に荒療治をする必要があるかどうか。

第二は広域の問題ですが、日本は終戦によって四五%の国土がなくなったので、横に広く主権を持っていたものを、縦に深くもつて行くようにしなければならないといふことで、開発行政が大事になつたことはいうまでありません。

ところがこの総合開発を行う上において、地方団体が非常に邪魔になつていて、そういう意味もないかもしれません。私も試源調査

会の委員として調べに行つたとき、府県がそぞれ割拠対立しているので、仕事がうまくいかない例もありますが、しかし、私が少ないともこの調査、実態を見た限りにおいて、

総合開発を制約しているのは決して地方団体ではなくて、中央の割拠的な官庁である。中央各省の出先機関は今日どれぐらいあるかとくともこの調査、実態を見た限りにおいて、

「実は適当に相談しながらやつていい」といふものに至るまで、約二万六千八百もある。約二万七千ばかり中央官庁の出先機関が、広くもない日本の国土のすみずみまで居坐つているのです。

総合開発の場合においても、いかにも地方団体の——地方府県の狭域——というものが邪魔になる場合もあるが、實際は道路課と河川課の争い——の中で道路課と河川課の争いかと思ふと、中央の農林省と建設省が争つてゐる。中央の農林省と建設省が争つてゐる結果として、広域行政といふことも支障を来たすんじやないかと思いますが、今申したように二万七千も中央の出先機関が蟠居していますから、なかなか総合開発はむづかしくす。中央と地方が切斷されているというより、中央と各省の間が切斷されて地方開発ができるんじゃないかと思うんです。私は卒直に申し上げるのですが、この点になると

「実は適当に相談しながらやつていい」といふのかも知れないが、どうも卒直にどこに欠陥があるかということをはつきりした方がいいと思う。むしろ中央各省の割拠主義をかくすために、地方団体相互の間が割拠であるといつてるんじやないかと、かんぐりたいくらいです。「地方制」になつても、総合開発の問題になつたら決つて通産省、農林省、建設省、厚生省が、お互いにやはり権限争いをする結果として、広域行政といふことも支障を来たすんじやないかと思いますが、今申したように二万七千も中央の出先機関が蟠居していますから、なかなか総合開発はむづかしくす。中央と地方が切斷されているというより、中央と各省の間が切斷されて地方開発ができるんじゃないかと思うんです。私は卒直に申し上げるのですが、この点になると

第三に地方と国との関係です。地方団体と

いっても國の属性として、國から独立してゆくことはできない。戰後北海道独立とか四国独立などがいわれましたが、これは間違つていて、どんな地方団体でもすべて國家の中に含まれています。國から離れた自治はあり得ない。問題は國の中の自治性ということです。

私は國と地方を対立して考へてはいけないと思うし「地方自治のあるを知つて國あるを知らず」といわれるが、それは考へ方が間違つて國というものが一方にあり、他方が地方というんじゃない。そういう考へ方の人には、地方団体が國から独立していると説くものと、まったく同じ思考に陥つてゐる。國といつても、宇都宮の釣天井のごとく國が宙にあることとはちょっと考へられない。國はすべてそれぞの地方団体の上に成り立つてゐるもので。地方団体を取つ払つたらあとに國が残るかといふと、それはまったくの空間になつてしまふのです。従つて地方の住民は地方の住民であると同時に國家の国民であるということです。

決してわれわれは國と地方団体とは対立したものではなく、それよりむしろ國と地方はあるということです。私は國と地方を対立して考へてはいけないと思うし「地方自治のあるを知つて國あるを知らず」といわれるが、それは考へ方が間違つて國というものが一方にあり、他方が地方というんじゃない。そういう考へ方の人には、地方団体が國から独立していると説くものと、まったく同じ思考に陥つてゐる。國といつても、宇都宮の釣天井のごとく國が宙にあることとは、國民がみんなで考へることなのです。

そういう点で何か國といふものは、中央政府の官吏の独占物であるというようにとかく考え易い。つまり、いかえると東京の一隅にある、あるいは中心にある役所がいかにも全國全体を代弁しているかのごとき錯覚を起し易い。そうでなくて、國といふものは全体の構成物であるというように、むしろ考へべきじゃないか。國の住民が地方の政治に参加するということは、國にプラスになるだけで

地方団体の自治が充実したなら、それはとりところ、いかついかも知れませんが、決して國家の実力ではない。

その國といふのは、誰が一体國家の利益を立場から考へるとそうはいかないとか、國家の利益からみてもどうも地方団体のやつていいことはなつておらん、といつては國のことば、國民がみんなで考へることなのです。

これは地方自治が、単に國の制度、地方の制度、の問題だけじゃなく、地方の住民の力を引き出すだけの大きい力をもつてゐる場合も同様です。地方の住民がみずから議員を選んだり、長を選んだり、あるいはそれについていろいろと論議するということは、彼自身の能力をそれだけ発現することになる。そのことが地方自治をしてその内容を豊富ならしめるということになると、漸次國の全体の実力も強くなる。日本の水泳の選手が非常に

なくまた自分の力を伸ばすことにもなる。この点は地方団体一般の問題と同時に、いろいろ考へなければならない問題があると思いま

す。

戰後の婦人の場合でもそうです。今までは社会や政治のことに関係しなかつたから、力がないと思つていたけれども、婦人議員でやつてみたところできる。あるいはP.T.A.の会合に出て、いつてみたら話せた。この次はもつと自信を持つて話す。こういうことでだんだん自分の力を出すようになる。こういったような力が、今まででは發見できないような仕組になつていたと思うんです。

てきたというんじゃないなくて、川や海の水の多い日本の国で腕白小僧がバチャバチャやつている。その中から生まれた一つの記録です。

同様に地方自治もそういう意味を持っていて。いいかえるとそういう力を引き出す。それを平生からつくり出している要素が地方自治です。

それは単に地方が国と対立するためそういう力を引き出すんでなくて、やはり国の基礎の力を引き出すためのものである。こういうように考えるべきで、イギリスの地方自治の本を見ても、そういうように書かれている。

ハーモニ

首相が日本に来て、朝日新聞の学芸欄に、「イングランドの精神」という講演要旨が載つておりましたが、その中で「われわれはガシジーにしても、自分にしても、目的も大切であるけれども、手段は目的以上に大切であると考えている」といっていますが、地方自治を発達させるためには、どんな手段でもいいというのではなくて、手段は目的同様にたいへんとはいわないにしても、少なくとも目的同様に大切である。従つて市町村の自治を伸ばすため、官治的な地方制度、道州制を施くということは、これはなるほど目的はよ

いかも知れませんが、手段においては決してその目的に即応したものではない、といい得るのではないか。こう考えるので、國の問題と地方の問題を考える上に私はあくまで地方自治というものは、人間の、住民の、いいかえると國民の一人一人の力を発現させて、それがやはり國家の総合の力にするんだという面から考えてゆくべきである。その方式は決して上から押しつけの制度ではなくて、相互の間の連体といいますか、協力してゆくとい

うやり方が、とくにこの際考えられていいのではないか。

ハーモニ

協同方式」というと、日本では地方団体に委せておいてはロクなことはできないというはじめから愚民觀があります。よく左翼の学生なんかが民衆の意識は低いから俺達は指導してやらなければならぬという意識にとりつかれたといいますが、「地方制」にはこれと共に高ぶった考え方がある。これは高い学校を出るととかくそういうことになるので、役所の人についてもこういうことがいえるので

過渡期におけるいろいろの弊害が、現在の過渡期におけるいろいろの弊害が、現在の

地方制度の枠内では、いろいろやられてみて解決のつかない問題はないと思います。いろいろ

知恵をまわしましたなら、これらの弊害はまだ解決できる余地はあります。私どもが先年いろいろ集まって研究したときにも、今日の二つの案以外にもいろいろ出ています。

そういうことを試みないで協力方式はだめだということで、結局、自治を今までの先入観で事を律していったら、地方自治は実現していません。

そういう意味で、今度は地方自治団体の中の議員とか、そういう方々もそれだけ重大な責任がありますから、一挙にといつても無理でしょ、が、漸進的に自治の精神、つまり、住民にとやかく後指をさされないような運動および施策がこの際とくに必要であるということを申し上げたいと思います。

ハーモニ

脱線したけれども、地方制、統合制という問題について、簡単ながら私の所感を述べたわけあります。

過渡期におけるいろいろの弊害が、現在の過渡期におけるいろいろの弊害が、現在の

×
×
×